

定 款

岩崎電気株式会社

目 次

第 1 章	総 則		1 頁
第 1 条	商号		
第 2 条	目的		
第 3 条	本店の所在地		
第 4 条	公告方法		
第 2 章	株 式		1 頁
第 5 条	発行可能株式総数		
第 6 条	自己の株式の取得		
第 7 条	単元株式数等		
第 8 条	単元未満株主の売渡請求		
第 9 条	株主名簿管理人		
第10条	株式取扱規程		
第11条	基準日		
第 3 章	株 主 総 会		3 頁
第12条	招集		
第13条	招集者および議長		
第14条	電子提供措置等		
第15条	決議の方法		
第16条	議決権の代理行使		
第17条	株主の提案権		
第18条	議事録		
第 4 章	取締役および取締役会		4 頁
第19条	取締役会の設置		
第20条	取締役の員数		
第21条	取締役の選任方法		
第22条	取締役の任期		

- 第23条 代表取締役および役付取締役
- 第24条 業務執行
- 第25条 取締役会の招集
- 第26条 取締役会の議長
- 第27条 取締役会の決議
- 第28条 取締役会の議事録
- 第29条 取締役の責任免除

第5章 監査役および監査役会 7 頁

- 第30条 監査役および監査役会の設置
- 第31条 監査役の員数
- 第32条 監査役の選任方法
- 第33条 監査役の任期
- 第34条 常勤の監査役
- 第35条 監査役会の招集
- 第36条 監査役会の決議
- 第37条 監査役会の議事録
- 第38条 監査役の責任免除

第6章 会計監査人 8 頁

- 第39条 会計監査人の設置
- 第40条 選任方法
- 第41条 任期

第7章 計 算 9 頁

- 第42条 事業年度
- 第43条 剰余金の配当
- 第44条 中間配当
- 第45条 配当金の除斥期間

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は岩崎電気株式会社と称し、英文では I W A S A K I
E L E C T R I C C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種光源および照明器具の製造、販売ならびに設置工事
- (2) 電気機械器具・装置および、これに関連する機械器具・装置の
製造販売ならびに設置工事
- (3) 標識機の製造、販売ならびに設置工事
- (4) 計量器および医療用機械器具の製造、販売ならびに設置工事
- (5) 家屋その他の構築物および建設材料の製造、販売、ならびに
建設工事
- (6) 各事業に対する投資
- (7) 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむ
を得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場
合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は 2,390万株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数等)

第7条 当社は100株をもって単元株式数とし、株主総会における議決権は、法令で議決権を有さない旨を定める場合のほかは、1単元につき1個とする。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利

(4) 次条に掲げる権利

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売渡すことを請求（以下「売渡請求」という。）することができる。この請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社はこの請求に応じないことができる。

2. 売渡請求をすることができる期間、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、法令または本定款のほか取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項および本定款に定める他、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(招集者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議をもって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定められた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は代理人1名をもって、その議決権を行使することができる。

2. 代理人は、当会社の議決権を有する株主でなければならず、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。

(株主の提案権)

第17条 会社法第303条第2項で定める株主が、株主総会の目的事項または議案につき提案しようとするときは、会日の8週間前までに書面により請求しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を株主総会の日から10年間本店に備え置き、その写しを5年間支店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上にあたる議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、再選による重任を妨げない。

2. 補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役会長および取締役社長各1名ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第24条 会社の業務の執行は、取締役会がこれを決定する。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会を招集するには、会日の前日までに、各取締役および各監査役に対し、その通知を発しなければならない。
3. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の議長)

第26条 取締役会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。
3. 取締役会の議事録は、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額と

する。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第30条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の3分の1以上に当たる議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、再選による重任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第35条 監査役会を招集するには、会日の前日までに、各監査役に対し、その通知を発しなければならない。

2. 監査役会は、監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査役会の決議)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2. 監査役会の議事録は、監査役会の日から10年間本店に備え置く。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第39条 当会社は会計監査人を置く。

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第43条 剰余金の配当は、事業年度末日の最終株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日より満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、支払の義務を免がれる。
2. 前項の未払の金銭に対しては 利息をつけない。

(附則)

1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和41年 5 月 31 日	改正
昭和42年 5 月 30 日	改正
昭和44年 5 月 30 日	改正
昭和44年11月 28 日	改正
昭和49年 1 月 30 日	改正
昭和50年 1 月 30 日	改正
昭和56年 2 月 27 日	改正
昭和57年 2 月 26 日	改正
平成 4 年 2 月 27 日	改正
平成 6 年 2 月 25 日	改正
平成 9 年 2 月 27 日	改正
平成 9 年 6 月 27 日	改正
平成10年 6 月 26 日	改正
平成11年 6 月 29 日	改正
平成12年 6 月 29 日	改正
平成14年 6 月 27 日	改正
平成15年 6 月 27 日	改正
平成16年 6 月 29 日	改正
平成17年 6 月 29 日	改正
平成18年 6 月 29 日	改正
平成20年 6 月 27 日	改正
平成21年 6 月 26 日	改正
平成22年 6 月 29 日	改正
平成24年 6 月 28 日	改正
平成26年 6 月 27 日	改正
平成27年 6 月 26 日	改正
平成29年10月 1 日	改正
令和 4 年 6 月 28 日	改正